

令和元年法律第八号

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二節 学資支給（第三条）

第三節 授業料等減免（第四条・第五条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、眞に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もつて我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）、高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程及び専攻科（大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

（大学等の確認）第七条次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

成十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第六十九条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この号及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等

六 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

七 地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

八 公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

九 専門学校（前各号に掲げるものを除く。）当該専門学校を所管する都道府県知事

10 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

11 大学等の教育の実施体制に關し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

12 大学等の經營基盤に關し、大学等がその經營を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

13 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者は又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

14 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうちに、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

15 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（確認大学等の設置者による授業料等の減免）

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生のうち、文部科学省令で定める基準及び方針に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対する授業料等の減免を行うものとする。

1 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

2 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

（確認要件を満たさなくなつた場合等の届出）

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。

二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

第二 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十一条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県

都道府県（国の負担）

第十二条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。（認定の取消し等）

第十三条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

三 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬ。第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。（報告等）

第十四条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関する必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの人に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該職員に文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行による検査を行う場合には、當該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。
 一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなつたとき。
 二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けたとき。
 三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。
 四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 五 確認大学等の設置者が、第七条第三項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。
 7 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。（授業料等減免対象者が在学している場合の特例）
第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

第三章 雜則

（日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁）

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものと日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合は、第十二条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

第十八条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行つていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大（勧告、命令等）

学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。（確認の取消し）

(文部科学省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

罰則

- 第十九条** 第十三条规定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 第十三条规定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

第三条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用
二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十二条の規定による国の負担に係るもの
(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。